令和3年度 第2回コンプライアンス推進に関する連絡会議

次第

日時:令和4年3月22日(火曜日)

(書面開催)

- 1 開会
- 2 座長挨拶
- 3 議題
 - (1) 下水道局内部統制制度について
 - (2) 下水道局におけるコンプライアンス推進の取組について
 - (3) 東京都下水道サービス株式会社における コンプライアンス推進の取組について
 - (4) 東京下水道エネルギー株式会社における コンプライアンス推進の取組について
- 4 閉会

【会議資料】

- 資料1 下水道局内部統制制度について
- 資料2 重点テーマに基づく取組事項の実施状況について
- 資料3 所管ルール(要綱、通知、手引等)の見つめ直しの取組状況について
- 資料4 下水道局におけるコンプライアンス推進の取組について
- 資料 5 東京都下水道サービス株式会社における コンプライアンス推進の取組について
- 資料 6 東京下水道エネルギー株式会社における コンプライアンス推進の取組について

資料1 下水道局内部統制制度について

【概要】

令和3年度の局内部統制制度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた都政の特別体制の徹底・強化として、規模を縮小して実施していることから、これに合わせて実施計画を変更した。

【変更内容】

当初計画では、優先的に防ぐべきリスクのうち、本部・各部が、独自にリスク対応策を確認し、自己評価を行う「個別リスク対応策」の設定及び自己評価について、実施を必須としていたが、計画を変更し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて任意に実施するものとする。

(参考)

- ・令和3年6月 第1回下水道局コンプライアンス推進委員会で、実施計画について審議
- •同 年7月 令和3年度内部統制制度実施計画決定
- ・同 年8月 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた都政の特別体制の徹底・ 強化の一環として、取組を縮小
- ・令和4年2月 第2回下水道局コンプライアンス推進委員会で、計画変更について審議
- ・同 月 委員会での審議内容を踏まえ、計画を変更

令和3年度下水道局内部統制制度実施計画

注: 赤字下線部が変更部分。 別紙は変更がないため省略

- 1 全局的な内部統制の制度及び所管部署 別紙「全局的な内部統制の整備状況の記録」のとおり
- 2 業務レベルの内部統制に係る所管部署及び全局共通で優先して防ぐべきリスク 別紙「優先して防ぐべきリスク一覧」のとおり
- 3 業務レベルの内部統制の整備状況の評価の対象
- (1) 共通リスク対応策(本部及び各部が共通して対応策を確認し、自己評価を行うもの)

, THE STATE OF THE					
事 務	大区分	中区分	小区分		
契約	厳格管理情報の漏えい・紛失	厳格管理情報の漏えい・ 紛失	利害関係者と単独で対応中にさぐり行為を受け、 け、厳格管理情報を漏えいする。		

- (2)個別リスク対応策(本部及び各部が独自に対応策を確認し、自己評価を行うもの) 別紙「優先して防ぐべきリスク一覧」の中から本部及び各部で設定するもの 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、個別リスク対応策の設定及び評価は、任意で行うものとする。
- 4 業務レベルの内部統制の運用状況の評価の対象 別紙「優先して防ぐべきリスクー覧」に記載のすべての事務
- 5 スケジュール

第1四半期(4月~6月)	・全局的な内部統制の制度及び所管部署の記録 ・優先して防ぐべきリスク一覧の設定 ・業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価対象の設定 ・内部統制制度実施計画の策定
第2四半期(7月~9月)	・業務レベルの内部統制(整備状況)リスク対応策の設定
第3四半期(10月~12月)	・内部統制の整備状況及び運用状況に関する自己評価の実施
第4四半期(1月~3月)	・自己評価結果のとりまとめ
令和4年度	・令和3年度取組の評価及び公表

資料2 下水道局コンプライアンス推進計画重点テーマに基づく 取組事項の実施状況について

【概要】

令和3年度の都コンプライアンス推進計画の重点テーマである「伝える力の向上」に関する取組として、テレワークや担当内のミーティング、局内の会議や外部との打ち合わせの実施方法の改善を図った。

【下水道局コンプライアンス推進計画】

- 〇都は、特に「伝える力の向上」を全庁重点テーマとして設定し、次の3点を中心に、重点 的に取り組むこととしている。
 - ①「伝える力の向上」及び「円滑なコミュニケーションのための環境作り」の取組が 求められる背景・理由の発信
 - ②情報を正確に伝える力の向上
 - ③円滑なコミュニケーションのための環境作りに必要な取組の洗い出し
- ○下水道局では、コンプライアンスの推進に向けて、上記の3つの観点から必要な取組を 実施することとし、各部所はそのための具体的な取組を設定し、実施していく。
- ※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、業務の状況に応じて 休止・縮小して対応した。

資料3 下水道局での所管ルール(要綱、通知、手引等)の 見つめ直しの取組状況について

【概要】

昨年度に引き続き実施している、所管ルール(要綱、通知、手引等)の見つめ直し、ペーパーレス化や業務環境の変化に合わせて要綱等の改正を行った。

【下水道局コンプライアンス推進計画】

業務執行部署(各部所・課及び各職員)は、業務執行の根拠となる法令(法律、政令、条例、規則等)・ルール(制度所管部署の要綱、通知、手引等)・組織方針等の正しい理解に努めるとともに、内部統制制度の実施等の機会を通じて、自己の業務執行がコンプライアンスに沿ったものであるかどうかや、現在の業務環境に照らし妥当かどうかなど、日々の業務を見つめ直す。

【取組内容】

- ・所管する要綱・通知・手引・マニュアル・チェックリスト・様式の記入例などの資料について、「業務環境の変化により、必要性が低下部分がないか。」 「様式や台帳等の押印欄や記入項目に、削減・簡略化ができる箇所はないか。」 などの観点から見つめ直し、必要な改正等を行う。
 - →局内で39の規程について見直しを行った。
- ※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、業務の状況に応じて 休止・縮小して対応することとしている。

資料4 下水道局におけるコンプライアンス推進の取組について

【概要】

令和3年度のコンプライアンス推進計画に基づき各種の取組を実施した。

① コンプライアンス推進委員会関係

取組内容	内容•実施状況	実施時期
東京都コンプライアン ス推進委員会	〇令和2年度の都の取組結果、監察結果について報告	5月20日 書面開催
	〇令和3年度の東京都コンプライアンス推進計画を審議・決定	
第1回下水道局 コンプライアンス	〇令和3年度の局コンプライアンス推進計画について審議	6月30日 開催
推進委員会	〇令和3年度の局内部統制実施計画について審議	
第2回下水道局 コンプライアンス 推進委員会	〇令和3年度内部統制制度実施計画の変更、同制度の実施 状況及び令和4年度の取組の内容について審議	2月10日 開催
	〇局のコンプライアンス推進の取組状況について報告	
	OTGS・TSEの取組について報告	
	〇服務定期監察や業務監察の結果について報告	

② コンプライアンス推進月間(11月)の取組

取組内容		内容•実施状況	
全庁の取組	職場討議の実施①	○事故防止等を実現するために都職員が基本とすべき考え方や心構えを深く考えたり、コロナ禍におけるコンプライアンス上の課題について問題意識の共有等を図るため、各担当で討議を実施した。○各担当からの回答に対して、管理職のフィードバックを実施した。	
	各種ツールによる 意識啓発	○「東京都コンプライアンス基本方針」ポスターや「事業者の皆さまへ【禁止事項】」の掲示を行った。また、総務局から配信されたコンプライアンス通信、コンプライアンス推進に関するメール、「伝える力の向上」に関する動画等の内容を確認した。	
局独自の取組	職場討議の実施②	○「下水道局コンプライアンス推進ハンドブック」第2編の各項目について実施状況等を意見交換し、気付いた点や見直しが必要な点について提案・議論した。	
	共用保管庫の点検	〇共用保管庫を設置している全部所において、所管課長が設計書等の管 理状況を確認した。	

③ その他のコンプライアンスに関する取組

取組内容	内容•実施状況	実施時期
10分間ミーティングを活用した 討議による意識啓発	〇「個人情報の紛失・流出の事例」及び「各担当で起こり得る事務処理上のミスと対応策」について、担当単位で職場討議を行った。	5月実施
コンプライアンス推進研修の実施	〇重大事故防止の視点を踏まえ、事例討議を取り入 れて実施した。(全職員悉皆)	7~2月実施
フォローアップシートによる 自己点検の実施	○33個の点検項目を通して、コンプライアンス推進 研修の学習効果等を再確認した。(全職員対象) (回答率:90.6%)	8月実施
eラーニング研修の実施	〇管理監督職、一般職員の別に、選択式10問、記述式1問に回答。全庁共通の内容に加え、ソーシャルメディアの活用について、局独自の設問を追加した。(全職員対象)	11~1月実施
コンプライアンス推進に関する 連絡会議	〇下水道局、TGS、TSEの3団体における今年度のコンプライアンス推進に関する取組について、情報共有を行うとともに、結果報告を行う。	第1回 7月書面開催 第2回 3月書面開催

資料5 東京都下水道サービス株式会社(TGS)における コンプライアンス推進の取組について

【概要】

コンプライアンス基本方針の趣旨を踏まえて年度計画を策定し、社員研修や、情報発信等によるコンプライアンス意識の醸成、業務監査による業務の執行状況の確認等を行った。

【東京都下水道サービス株式会社コンプライアンス基本方針(抄)】

法令等を遵守し、下水道サービスを向上させるとともに、人権尊重、社会貢献、地球環境の保持等について社会的責任を果たしつつ、安定的かつ着実に成長していくためには、社員一人ひとりが誇りと信念を持って日々の仕事に取り組むことが大切です。

【主な取組】

- ・コンプライアンス委員会の開催
- ・コンプライアンス推進月間を設定し、職場討議の実施及び社内向け情報発信等
- ・コンプライアンス研修の実施
- ・「情報セキュリティ・個人情報保護」eラーニング研修の実施
- ・ハラスメント研修の実施
- 業務監査の実施
- ・服務監査の実施 等

資料6 東京下水道エネルギー株式会社 (TSE)における コンプライアンス推進の取組について

【概要】

2021年度コンプライアンス実施計画に基づき、「検証可能な記録管理と適正化」、 「会社規程の整備」、「コンプライアンス意識の向上」の取組を実施した。

【2021年度コンプライアンス実施計画(抄)】

法令やそれに準拠した社内規程に則っているかだけでなく、それに加えて、これらに基づく事業運営や社内運営が社会的非難を受け違和感を持たれずに十分な説明責任を果たすことができること、そして、ひとつひとつの取組を実施する過程で社内での取組がルールと乖離がある場合、放置せず自ら見直し・修正してリスクを管理し、組織として新たに定着・実践していくことが重要である

【主な取組】

- ・文書の適切な管理・保存・廃棄の実施
- ・効率的な事務処理ができる環境の整備・個人情報の管理徹底
- ・i 事業の適正な執行、ii 社員の勤務環境の整備、iii 規程の実施手続の視点を踏まえた 規程の見直しや整備
- ・コンプライアンス推進会議の開催
- ・コンプライアンス推進月間を設定し、啓発資料等を配布